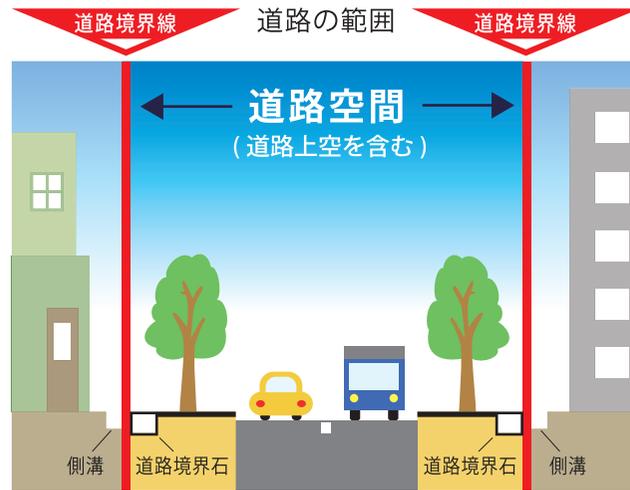


道路の不正使用解消にご協力ください

通せんぼやめて！



道路空間：公共空間です。  
道路境界石（道路との境界線を示す石）：ここまでが道路です。  
側溝（小水路）：大阪市では道路外になります。

### お問い合わせ先

- 特定の違反物件（放置自転車、看板等）については下記担当工管所
- 中浜工管所（都島区・旭区・城東区・鶴見区）  
TEL:06-6969-2656 〒536-0024 城東区中浜 1-17-10
- 田島工管所（天王寺区・東成区・生野区）  
TEL:06-6751-5000 〒544-0011 生野区田島 1-17-13
- 津守工管所（大正区・浪速区・西成区）  
TEL:06-6567-6495 〒577-0062 西成区津守 2-7-13
- 市岡工管所（中央区・西区・港区）  
TEL:06-6576-0761 〒552-0012 港区市岡 2-15-74
- 住之江工管所（住之江区・住吉区）  
TEL:06-6686-0434 〒559-0023 住之江区泉 1-1-189
- 平野工管所（阿倍野区・東住吉区・平野区）  
TEL:06-6705-0102 〒547-0033 平野区平野西 1-4-29
- 野田工管所（北区・福島区・此花区）  
TEL:06-6466-2157 〒553-0005 福島区野田 6-2-16
- 十三工管所（西淀川区・淀川区・東淀川区）  
TEL:06-6306-1881 〒532-0022 淀川区野中南 2-8-41
- 突出看板・日よけ等の占用許可について  
TEL:06-6615-6687 大阪市建設局総務部管理課
- 道路法違反についての一般的な相談について  
大阪市建設局総務部管理課（適正化担当）  
〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号ATCビルITM棟6F  
TEL:06-6615-6685 発行：大阪市建設局

突出看板・日よけの設置には道路占用許可と占用料が必要です。無許可での設置は違反となりますのでおやめください。



基準	突出看板		日よけ	
	歩道	車道 (歩道のない場合)	歩道	車道 (歩道のない場合)
	幅4.0m未満	幅4.0m以上		
出幅	1.0m以内	1.5m以内	1.0m以内	1.0m以内
高さ	2.5m以上	4.5m以上	2.5m以上	4.5m以上
測定図				
その他	厚みは30cm以内		道路上に支柱を設けてはならない	

大阪市景観計画重点届出区域では突出看板の設置許可基準が異なります。

### 占用料（一年につき）



	特等地	1等地	2等地
突出看板 (1基あたり)	8,500円	5,660円	3,770円
日よけ (1m <sup>2</sup> あたり)	2,200円	1,460円	970円

等級については、概ね次のとおりです。

- 特等地…JR環状線内の主要幹線道路
- 1等地…幹線道路及びJR環状線内の道路
- 2等地…その他の道路

- 広告物の表示面積によっては屋外広告物許可が必要な場合があります。
- 道路占用許可、屋外広告物許可の詳細については建設局管理課（06-6615-6687）までお問い合わせください。

## 道路の不正使用解消にご協力ください

あなたが通るいつもの道。看板、鉢植え、はみ出した商品、放置された自転車などでふさがれていませんか？

だれかが何気なく置いたものでも、通行のさまたげになるだけでなく、消防車や救急車など一刻をあらそう車の進行をさまたげることにもなりかねません(以上は、道路法43条、道路交通法76条3項に違反する行為です)。

「自分だけは」「ひとつぐらいなら」と思う気持ちが、どれだけ迷惑をかけていることでしょうか。道路はみんなのものです。お年寄りや身体の不自由な方々をはじめ、だれもが安心して安全に通行できる道路にしましょう。

### 募集中!

「かたづけ・たい」(路上違反簡易広告物撤去活動員制度)  
「サイクルサポーター」(放置自転車等啓発指導員)

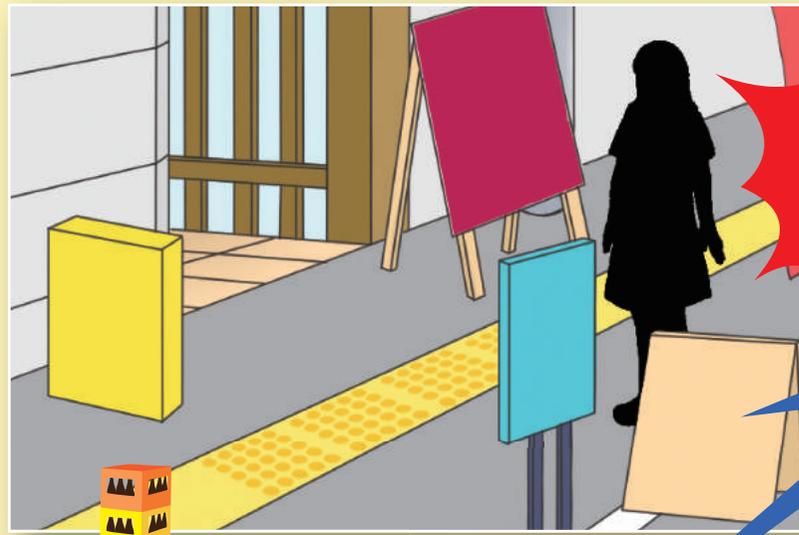


大阪市では、道路にあふれるはり紙やのぼり旗などの違反簡易広告物の撤去や、自転車利用の啓発などのボランティア制度を設けております。ご近所皆さんと一緒に、身近な道路の課題に取り組んでみませんか。

「かたづけ・たい」 建設局管理課(適正化担当): TEL 06-6615-6685  
「サイクルサポーター」 建設局自転車対策担当: TEL 06-6615-6683

### その他、道路ではいけないこと!

- 無許可での路上作業
- 路上営業
- 道路上へのごみ箱設置



道路では  
いけないこと!

- 店頭看板・置き看板
- のぼり旗の設置



- 商品はみ出し
- 荷物の放置



- 植木の設置



- 自転車の放置

